

只木ゼミ後期第 10 問（横浜地判平成 14 年 9 月 5 日、最判昭和 58 年 3 月 25 日）

X は、虚偽の犯罪事実を通報して海上保安庁職員の行政事務、パトロール業務、出動待機業務等を妨害しようと企て、平成 21 年 11 月 20 日午後 8 時 52 分ころから同日午後 9 時 4 分ころまでの間、八王子市内の自宅電話から横浜海上保安部に電話をかけ、同海上保安部警備救難当直に勤務中の A(当時 41 歳)に対し、そのような事実がないにもかかわらず、「今日 19 時ちょっと前、江の島の南側で妻と 2 人で天体観測をしようと、坂道を下がっていたところ、正面の海面に筒のようなものが浮き上がってきてふたが開き、中からアクアラングの格好をした 5~6 人の男が出てきた。その者たちは、がけをよじ登ってその場を去って行った。この者たちは、日本語ではない言葉を交わしていた。」などと、国籍不明の外国人が、本邦内である江の島付近海域に不法入国した旨の虚偽の犯罪事実を通報し、そのころ上記 A から横浜海上保安部警備救難当直職員をして、同海上保安部所属の巡視船艇及び湘南マリパトロールステーション職員の出動を指示させるとともに、第三管区海上保安本部警備救難当直に勤務中の職員に対してその旨伝達させたうえ、同日午後 10 時ころから同月 21 日午後 7 時ころまでの間、同伝達を受理した同海上保安本部の警備救難当直勤務職員及び警備救難部警備課勤務職員らをして、上記内容虚偽の通報に応じて、いずれも不必要な上記海域周辺における巡視船艇又は航空機等の出動を指示させ、各種施令、連絡等の徒勞の業務を行わせた。

Y は東京都職員であり平成 15 年 4 月から平成 21 年 3 月末まで、東京都建築部建築振興課宅建業係長として、宅建業者に対する指導監督及び同業者で組織する社団法人東京都宅地建物取引業協会に対する指導助言などの職務に従事していたが、平成 21 年 4 月 1 日付をもって、東京都建築部建築総務課長補佐に任命されると同時に東京都住宅供給公社に出向となり、同公社開発部参事兼開発課長となった。他方 Z は、宅建業を営む株式会社富士興業の代表取締役であるとともに、上記協会常任理事兼総務委員長で同協会の八王子支部長であった。そして Z は、平成 21 年 11 月末頃、Y から上記協会の指導育成ならびに同協会支部所属の宅建業者に対する指導監督などに便宜な取り計らいを受けたことの謝礼の趣旨として、Y に対し現金 50 万円を供与した。

X、Y、Z の罪責を論ぜよ（ただし、特別法等については検討しなくてよい）。